

	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>Ⅲ-3-3 業務に関する帳簿書類関係</b>		
<b>(1)基本的留意事項</b>		
1	<p>現行の「店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない。」との記載が削除されているが、従来どおりの取扱いとしてほしい。帳簿への時刻の記載を求める場合には、今回の金商業等府令改正の目的である、いわゆる外国為替証拠金取引に限定してほしい。</p>	<p>店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類においても、「時刻」の特定ができる取引類型については、これを記載する必要があると考えられます。</p>
2	<p>店頭デリバティブ取引は、顧客と相対で取引条件を交渉した上で、契約書を取り交わすものが多くあるため、明確に約定時刻を特定することが難しい場合がある。外為証拠金取引に係る規制を目的とする今回の改正において、現行の「店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない。」という条項の削除は、実務全般に影響が大きすぎ、支障が生じるので全面削除はしないでほしい。</p>	
3	<p>店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については、時刻の記載が出来ない、あるいは実務上困難である場合には、当該取引に係る帳簿書類への時刻の記載は配慮してほしい。</p>	
4	<p>複合的に形成された店頭デリバティブ取引に関しては、複数のヘッジ取引の執行を伴い時刻の特定が困難な場合があるため、現行の「店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない。」との記述を残してほしい。</p>	
5	<p>取引契約書を取り交わす場合には、帳簿書類の記載事項すべてが記載されている取引契約書をもって、それぞれの帳簿書類とすることができるが、当該契約書と別に、約定時刻や受注時刻を記載した書面又は記録とあわせて保存し、速やかに参照できれば、引き続き取引契約書をもってそれぞれの帳簿書類とすることができることとしてほしい。</p>	<p>今回の改正に関わらず、貴見のような取扱いは可能であるものと考えられます。</p>
<b>Ⅳ-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</b>		
<b>Ⅳ-3-3-1 法令等遵守態勢</b>		
<b>(1)区分管理に係る留意事項</b>		
6	<p>顧客区分管理信託における信託報酬や受益者代理人の報酬は、当該信託財産から収受することが可能との理解でよいのか。</p>	<p>貴見のような取扱いも妨げられないものと考えられますが、信託報酬や受益者代理人の報酬を収受することによって、信託財産が顧客区分管理必要額を下回ることがないよう留意が必要と考えられます。</p>
7	<p>区分管理方法の金銭信託への一本化について、金銭信託の引受先である国内金融機関との連携体制等について、どのようになっているのか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、業者は、顧客区分管理信託を受託する金融機関との間で、金商業等府令第143条の2に規定する要件を満たした信託契約を締結する必要があるものと考えられます。</p>

	コメントの概要	金融庁の考え方
8	カバー先への預託が認められないため、カバー先へは業者の自己資金を預け入れることになるわけだが、この場合、業者の規模が大きいとカバー先に預けるための自己資金の額も増えるが大丈夫なのだろうか。業者の成長過程で自己資金で賄うことが不可能となり、業者が健全であるにも関わらずポジションをたたむ必要が出てきて、その結果、投資家が不利益を被る可能性はないであろうか。金融庁ではその点は精査しているのかを確認したい。	ご指摘の点については、業者において、そのリスク管理能力や財務内容に見合った業務展開を行い、投資家保護と投資家利便を図ることが基本であると考えられます。
9	顧客分別金信託と顧客区分管理信託を明確に区分する方針については再考してほしい。また、顧客分別金信託と顧客区分管理信託を明確に区分することを義務付ける場合、通貨関連デリバティブ取引や有価証券関連デリバティブ取引を含めて商品横断的に与信額を算定し、当該与信額を保全するために包括的に受け入れている店頭デリバティブ取引に係る担保や保証金については、どのような方法で顧客分別金信託と顧客区分管理信託に分割すべきであるか教示してほしい。	顧客分別金信託と顧客区分管理信託では、信託の対象となる取引が異なることや、受益者代理人が異なること等から、これらを一体として信託することを認めることは困難と考えられます。
10	顧客区分管理信託の要件等は、顧客分別金信託の要件と重なる部分が多い。現在、国会審議中の金商法改正案においては、有価証券関連店頭デリバティブ取引の現金担保は、顧客分別金信託に預託することが義務付けられることとなっているが、同じ金融商品取引業の店頭デリバティブ取引の担保として預かる現金であるのに、原資産の違いにより異なる信託において管理するのは、オペレーションとして非効率である。顧客区分管理信託という別の信託を設定するのではなく、顧客分別金信託への預託も認めてほしい。	
11	店頭デリバティブ取引に係る顧客の担保は、予め顧客との間で担保契約を結び、当該担保の範囲内で顧客が店頭デリバティブ取引を行っているが、専用口座としてではなく、証券総合口座の中で管理しており、担保に充当されず預かり金のままとなっている場合は、顧客分別金信託の対象となっている。顧客が支払うべき対価については、他に弁済原資がない場合や顧客が指定する場合を除き、当該担保外で支払われるのが通常である。よって、顧客から預託を受けた金銭又は保証金に実現損益を加減算するのは実務に合わない。また、実現損益であっても、履行期末到来の金額を含めるのも実務負担として重くなる。以上のことから、顧客区分管理必要額の計算に関する留意点は、外為証拠金取引に係る実務としての例示に留めてほしい。	顧客の実現損益は、顧客の計算に帰属する金銭等に該当することから、当該金額を区分管理する必要がありと考えられます。
12	100%完全信託制導入により、金融商品取引業者が自己資金でカバー取引を行い、カバー取引先よりシステムの完全供与を受ける代わりにカバー取引は全て同社と行うという条件の場合、顧客口座とカバー取引用口座の取引量が一致しないならば、不一致分に関しては、当該業者並びにカバー取引先がリスクを負っていることになる。この分については、市場リスクを勘案して自己資本規制比率を計算するべきとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、業者において、カバー取引によりヘッジされていないポジションを有する場合は、市場リスクを勘案して自己資本規制比率を計算する必要があると考えられます。
13	金融商品取引業者が顧客の取引に対して都度適切なカバー取引を行っている場合、相場の変動により顧客に生じた評価損益は通常業者が行っているカバー取引に生じる評価損益とほぼ一致する。この評価損益は理論上は上限がなく、かつ顧客がポジションを閉じるまでは業者においてもキャッシュとして顕現化しないため、特に顧客に巨額な含み益が生じた場合に、顧客の評価益部分を含む金額を要区分管理額としてキャッシュで信託銀行等に区分管理することを、顧客に対して保証することは一旦カバー取引を解消する等の操作を行わない限り困難である。よって、顧客区分管理額に関する評価損益の取扱いにおいて、顧客の評価益の場合には計算対象から除外する、あるいはその全部ないし一部をカバー先において区分管理することを認める等の例外を加えてほしい。	顧客の計算に帰属する金銭等については、区分管理が義務付けられるものであり、ご指摘のような取扱いを認めることは困難と考えられます。 なお、ご指摘のような問題については、業者において、カバー取引先との間で適宜適切に調整を行うことが基本になるものと考えられます。

	コメントの概要	金融庁の考え方
14	評価損益の加減算について、顧客の評価益は顧客が差入れるべき必要保証金額から減算可能という意味であって、顧客の評価益に相当する金額を、顧客から受け入れた担保に加えて顧客区分管理信託に積み増すことではないとの理解でよいか。	顧客の評価益は、顧客の計算に帰属する金銭等に該当することから、当該評価益に相当する金額を区分管理する必要があると考えられます。
15	顧客区分管理必要額の計算において、実現損益、評価損益、スワップ損益の加減算を行うとしているが、顧客の未払い手数料も控除すべきである。	未約定の取引にかかる手数料相当額は、顧客の計算に帰属するものとして、区分管理する必要があると考えられます。
16	監督指針案ではロスカット取引に関する規定も盛り込まれているが、顧客の損失の額が証拠金の額を超える事態を防ぐためには、決済時の手数料等も含めてロスカット取引を実行する水準を定めるべきであることから、顧客区分管理必要額の計算に当たっては、顧客が取引決済時に支払うべき手数料等の費用も加減算の対象とするべきである。あるいは、評価損益にそうした費用も含まれるとの理解でよいか。	
17	信託会社等へ金銭信託した場合、信託会社等に対して解除依頼をしてから顧客口座へ振込むまでに1～2営業日を要するため、顧客の出金依頼に対して手元資金にて対応している。そこで、顧客区分管理必要額の計算に当たっては、計算日の基準時点において、「顧客から預託を受けた金銭又は保証金」から「顧客からの出金依頼を受理した額」を減算した額にイ～ハを加減算した方がよいのではないか。監督指針案Ⅳ-3-3-1(1)③において、顧客区分管理必要額を充足するための猶予期間を2営業日としていることに鑑みれば、顧客からの預託の解除申請(出金依頼)を受理した額を減算した額を用いることに特段問題はなく、より信託保全義務化の実効性を高めるものである。	顧客から出金依頼を受理している場合でも、実際に顧客への返還が完了するまでの間は、顧客区分管理必要額から返還予定額を減算することは適当でないと考えられます。
18	顧客区分管理必要額の計算基準日について、例として日本時間における特定の日の午前7時からその翌日(以下「計算日」という。)の午前7時までの取引について当該必要額を計算する場合には、計算日の午前7時を基準時点として、計算日から起算して3営業日以内に不足額を追加信託すると変更してほしい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第143条の2第1項第6号に従い、「計算日」の翌日から起算して2営業日以内(計算日から起算して3営業日以内)に不足額を追加することが必要となります。
19	監督指針案では、計算日からT+3以内を差替日として不足額を追加することとなっている。信託銀行との契約でT+2を差替日としている場合、T+3の時点で不足となることは違反とみなされるのか。	金商業等府令第143条の2第1項第6号において、計算日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を追加することとされており、これより短い期間で差し替えを行うことは妨げられないと考えられます。 なお、当局において、業者の日々の区分管理状況の適切性を確認するためには、顧客区分管理信託の残高証明書の提出を求める際に、これに対応する計算日における顧客区分管理必要額を算出した書面の提出を求めることが必要と考えられます。この点を明確にするため、Ⅳ-3-3-1(2)①の記載のうち、「顧客区分管理必要額を算出した書面」を「これに対応する計算日における顧客区分管理必要額を算出した書面」に修正いたします。
20	いわゆる外国為替証拠金取引業者(以下「業者」という。)の顧客区分管理信託の受託者あるいはその他の金融機関から、信託財産と必ずしもリンクしない保証状等(以下「LG」という。)がカバー取引先に差入れられた場合、または、業者より自己資金による現金担保が差入れられた場合、当該カバー取引先へのLGによる支払い又は現金担保による支払いは、業者の顧客への支払いに劣後しないとの理解でよいか。	顧客区分管理信託による保全が徹底されていることを前提とすれば、顧客区分管理信託の信託財産と無関係の保証状等に基づく支払いや、業者の自己資金によるカバー取引先への支払いは、必ずしも顧客への支払いに劣後しないものと考えられます。

	コメントの概要	金融庁の考え方
21	顧客区分管理信託の受託者である金融機関等からカバー取引先に対して保証状等(以下、「LG」という。)が差し入れられる場合、顧客区分管理必要額を上回る信託財産に質権設定する等、顧客に保証金の返還が優先する契約であれば、LGの担保として信託受益権への質権を設定することが可能との理解でよいか。	顧客区分管理必要額を上回る信託財産が常に質権の対象とならずに確保され、それ以外の部分に質権設定する場合等には、LGの担保として信託受益権に質権設定をすることは妨げられないものと考えられます。
22	業者によっては銀行からのLGをカバー先に差し入れている場合もあるが、銀行の与信供与など銀行の都合で減額になったり、停止することもあり得る。これも投資家に不利益を与える要因だと思う。	業者のリスク管理上、カバー取引を適切に実施することが重要であり、これが行えないような事態が生じないよう、適切な対応を図ることが基本になると考えられます。
23	監督指針案に記載されている外部監査とは、①実施者を公認会計士若しくは監査法人等として、公認会計士又は監査法人に限定していないこと、②公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務は、財務諸表全体の表示に係る適正性に関する意見を表明する業務であること、から公認会計士又は監査法人の独占業務である公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務ではなく、一般的な用語として使用しているものと考えられる。しかし、監督指針案の中で、「公認会計士若しくは監査法人」と「外部監査」という用語を併用することにより、ここでいう「外部監査」が公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務であるとの誤解が生じることから、当該「外部監査」が公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務と混同されることのないよう、用語の使い方を検討してほしい。	ご指摘の「外部監査」との記述は、必ずしも公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務を指すものではなく、一般的に、内部監査に対する概念として用いているものです。その実施主体としては、公認会計士や監査法人等が想定されますが、ご指摘を踏まえ、IV-3-3-1(2)②の記載のうち、「公認会計士若しくは監査法人等による外部監査」を「外部監査」に修正いたします。
<b>(2) 監督手法・対応</b>		
24	顧客区分管理信託残高の確認手続きとして、残高証明書及び算出した書面の提出を求めるとあるが、顧客分別金信託においては、当該分別金信託を行っている信託銀行との残高照合を週一回以上実施することが確認項目となっており、同様の取扱いとしてほしい。すなわち、書面での確認に限定せず、方法については顧客分別金信託と同様の取扱いとすることを認めてほしい。	今回の区分管理規制の見直しは、過去の業者破綻事例において、業者に預託された顧客の証拠金が返還されない被害が発生したことも踏まえ、区分管理方法を安全性の高い信託保全に一本化するために行うものです。この改正の実効性を確保するためには、実際の区分管理状況についてのモニタリングの強化が不可欠であり、少なくとも週1回の報告を求めることが必要と考えられます。
25	区分管理に関しては、金商業等府令案においてもその要件が詳細に規定されており、金商業等府令案に適合する運用を行うことで十分な顧客保護が図られると考える。適切な区分管理が行われているか否かは、監督指針案IV-3-3-1(2)②における外部監査又は内部監査状況の報告において十分確保できるのではないかと考える。週次の書面提出を求めることは、取扱業者にとって法令に根拠のない義務が課され、日々の業務において過度の負担となるため、特定の基準に該当する業者のみ週1回の報告を課す、又は、報告を月1回とするなど報告頻度を緩和する等、顧客保護の観点からは重視しつつも取扱業者における日々の負担を考慮して、規定自体を再考してほしい。	なお、証券会社の顧客分別金信託と異なり、顧客区分管理信託においては、金商業等府令第143条の3第1項により、信託不足額が生じていないかの確認を日々行うべきものとされている点にも、留意が必要と考えられます。 当該報告を求める根拠については、例えば、金商法第56条の2第1項の報告徴求命令によることが考えられます。 一方、業者の過度な負担を避けるため、信託銀行等の残高証明書以外の疎明資料の提出を認める場合があり得ることを明確にするよう、記載を修正いたします。ただし、監督上必要と認めるときは、信託銀行等の残高証明書の提出を求める場合もあり得ることに、留意が必要と考えられます。
26	現状のモニタリング報告を月に1回行っていることから、月1回くらいが妥当ではないか。	

	コメントの概要	金融庁の考え方
27	毎週、信託先の信託銀行等から残高証明書の発行を受ける必要があるのか。また、信託先の信託銀行等のWEB上における残高参照画面等からの出力や、月次の信託銀行等からの報告書で代用することはできないか。	業者の過度な負担を避けるため、信託銀行等の残高証明書以外の疎明資料の提出を認める場合があり得ることを明確にするよう、IV-3-3-1(2)①の記載のうち、「顧客区分管理信託の残高証明書」を「信託銀行発行の残高証明書等の顧客区分管理信託の残高を疎明する資料」に修正いたします。ただし、監督上必要と認めるときは、信託銀行等の残高証明書の提出を求める場合もあり得ることに、留意が必要と考えられます。
28	監督の目的を達成しつつ業者の事務負担や費用負担を抑制するために、公式な残高証明書の発行を月次とし、週次は以下のような簡易的な方法で対応することも認めてほしい。 ①残高確認書や残高通知書、元本異動明細など、受託者の社名と日付が記載されているが、証明印のない簡易的な資料をFAXや電子メールで送付し、週次は当該資料をもって残高確認を行うこと。 ②上記①が認められない場合、週次の残高証明書はFAXまたは電子メールで送付することとし、正本は月次報告書等の送付時にまとめて送付すること。	
29	毎日、信託財産の評価額を信託銀行から定型フォーマットにて通知してもらい、区分管理必要額と比較し、信託財産の評価額が上回っていることを確認している状況であっても、残高証明書を毎週信託銀行より発行してもらう必要があるか。	
30	業者の信頼性が低いという理由で週1回といった監督手法・対応を考えているのであれば、業者の登録段階で規制を強化するべきである。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
31	金商法第43条の2第1項及び第2項の規定による管理の状況については、分別管理監査が義務付けられており、当該監査の実施に関する必要な事項、監査基準や手続きに関する事項等が協会規則において定められているが、区分管理状況の監査についても、同様の事項等が協会規則に定められるとの理解でよいか。	金融商品取引業協会において判断されるべきものと考えられます。
<b>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</b>		
<b>(3)店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項</b>		
32	通貨関連デリバティブ取引等にロスカット・ルールの整備・遵守を義務付けることに賛成するが、ロスカット・ルールが経済的合理性を欠いたり、社会的相当性を逸脱して賭博的取引を助長することがないように、実効ある規定の整備と監督を行うべきである。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
33	ロスカットが予定どおりに行われなかった頻度やその程度を、スリッページの頻度及び程度と併せて、具体的かつ詳細に摘示・説明されているか、顧客に誤解を生じさせないように記載・説明されているかという観点から監督をすることを強調して記載するべきである。	業者は、ご指摘の点を含め、顧客に誤解を生じさせないように説明や表示を行うことが求められるものと考えられます。こうした観点から、今回の改正においては、「ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか」、「顧客が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違(スリッページ)が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ」といった点を、監督上の着眼点として明確化しています。

	コメントの概要	金融庁の考え方
34	前提条件として、業者が①低スプレッド取引を提供していること、②広告等でスプレッド又は手数料が低いことを強調する表示をしていること、の二つを満たす必要があるが、具体的基準が明確でなく分かりにくい。低スプレッド取引とは、どの程度のスプレッド以下を指すのか水準を明示してほしい。また、どのような広告文言が強調とみなされるのかの基準についても明示してほしい。	「低スプレッド取引」とは、例えば、業界内での比較においてスプレッド又は手数料が低位にある取引をいうものと考えられます。広告等においてスプレッド又は手数料が低いことを強調しているかどうかは、例えば、当該広告等における最も大きな文字やリスク事項説明の文字の大きさとの比較や、その用いる文字の色・かざり、さらには表現内容等を勘案して、判断されるべきものと考えられます。いずれにせよ、今回の改正は、低スプレッド取引自体を問題視するものではなく、当該取引を提供する業者の広告等やリスク管理態勢等についての監督上の着眼点を明確化するものであることに、留意が必要と考えられます。
35	スプレッド又は手数料が特に低い取引を「低スプレッド取引」と定義しているが、具体的に、スプレッドが仲値に対してどの程度乖離している場合か、手数料の金額がいくらの場合か、それぞれの基準を示してほしい。	
36	低スプレッド取引の定義、基準を示してほしい。	
37	取引時に提示したレートと約定するレートが相違する場合、金商業等府令第117条第1項第2号又は金商業等府令第123条第1項第20号に該当する可能性があると考え。監督指針案においては、このような法令違反の可能性のある取引を明示した上で、監督する旨を記載してほしい。	ご指摘の場合に法令違反に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。業者の法令違反を把握した場合には、法令に則って厳正に対応してまいります。
38	監督指針案の趣旨は、急な価格やスプレッドの変更により、直前に表示している価格と異なる価格で成行注文が約定するおそれがある旨を適切に周知することであると理解でよいか。	監督指針の趣旨には、ご指摘のような点も含まれると考えられます。
<b>IV-3-3-4 通貨関連店頭デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢</b>		
<b>(4) ロスカット取引に係る留意事項</b>		
39	一部の通貨ペアの取引時間を制限し、取引時間外に他の通貨ペアの状況によってロスカット水準に達しても、取引時間外の通貨ペアは決済しないこととし、その旨を契約締結前交付書面及び取引画面で顧客に周知している場合でも、ロスカットを行っていないと判断されるのか。監督指針案のロスカット取引は、保有する全てのポジションを決済することを指しているとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられますが、ロスカット取引において、保有する全てのポジションを決済することは、必ずしも求められないものと考えられます。
40	「顧客の損失が顧客が預託する証拠金を上回ることがないように」との記載を、文言どおりに解釈すると、証拠金を上回る損失が生じることがあってはならないと読める。レバレッジを1倍以下にしない限り、ロスカット取引を実行する水準をどのように定めても、証拠金を上回る損失が発生する可能性は残るため、「証拠金を上回る損失が発生することがないように」という表現が、絶対的な禁止を意味するものではないことを明確にしてほしい。	ご指摘の記載によって、顧客の損失が預託した証拠金を上回ることが絶対的に禁止されるものではないと考えられますが、いずれにせよ、業者においては、価格変動リスクや流動性リスクも勘案して、顧客の損失が預託した証拠金を上回ることがないようにロスカット水準を定めることが求められるものと考えられます。
41	監督指針案の意図するところは、完全に顧客預託金を上回らない水準を念頭に置いているのか。市場の変動について、過去のデータを検証することは可能であるものの、将来を予想することは不可能であり、結果として損失が顧客預託金を上回るケースを排除することは不可能と考える。監督指針案の意図は、あくまでも顧客保護、業者の健全性を背景として、ロスカット取引をリスクと対比しながら必要に応じて見直しているか、との意味であり、顧客預託金を上回る損失を完全に否定するものではないとの理解でよいか。	
42	当該事項は、業者におけるリスク管理態勢についての留意事項であることから、ロスカット取引を実行する水準を定めるにあたり、顧客の損失の発生、当該損失への対応及び自己資本規制比率等への影響を適切に管理していれば、顧客の損失が保証金を上回るケースをゼロとする管理までは求められていないとの理解でよいか。	

	コメントの概要	金融庁の考え方
43	顧客の損失が顧客の預託する証拠金を、予め合意する金額以上に上回った場合には、予め合意した期限までに追加拠出をするよう請求するのが既存契約に基づく実務であることから、「顧客の損失が顧客の預託する証拠金を上回ることがないように」との記載を、「顧客の損失が、顧客の預託する証拠金を事前に合意した水準以上に、一定時間以上にわたって上回ることがないように」と変更してほしい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、業者が顧客ごとに異なるロスカットルールを設定することは、必ずしも妨げられないものと考えられます。 ただし、ロスカット取引を行う基準値を顧客が預託した証拠金を上回る損失が生じる水準に設定することや、ロスカット取引を行う基準値に達した場合でも一定時間はロスカット取引を実行しないとのルールを定めることは、ロスカットルールに係る今回の内閣府令改正の趣旨を没却するものであり、認められないと考えられます。
44	90年代後半からの規制緩和で確かに色々な弊害等があったと思うが、投資が身近なものとなったのも確かである。今回問題となっているロスカットルールについて、取引数量に応じて段階的に取引ルールを変えた方がよいのではないか。	
45	1998年10月の米LCTM破綻、2001年の9.11テロ、2007年8月のサブプライムローン問題、2008年10月の米大手金融保険企業の経営危機等、様々な理由からロスカット取引を実行できなかったケースが散見される。この場合、市場内における特有の事情を理由とするロスカット不能であっても、業者側がその責任を果たしていないとみなされるのか。また、上記のケースでは、ロスカット不能に陥った事例として、特に南アフリカランドやトルコリラといった高金利低流動性通貨が目立つが、これらの通貨は一部の業者により、高い金利差を宣伝して盛んに勧誘されていたものである。市場の動向によっては、これらの通貨ペアが再びロスカット不能に陥ることが十分に予想されるが、こうした可能性に対する取引規制並びに業者側の勧誘体制に関する当局の見解を確認したい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、相場急変時等においてロスカット取引が想定通りに約定しないことをもって、直ちに、業者の責任が問われるものではないと考えられます。 一方、業者においては、そうした場合でも顧客の証拠金を上回る損失が発生しないようにロスカットルールを設定することを含め、ロスカット取引を行うために十分な管理体制を整備することが必要と考えられます。 なお、ロスカット取引が機能しない場合も想定した規制として、本年5月29日に証拠金率規制の導入にかかる内閣府令改正案を公表しております。
46	全ての建玉につき、一定の不利な方向での価格変動が生じた場合に、委託証拠金を上回る損失の発生しない範囲で反対売買を行うとする逆指値注文を受託、執行することをもって、ロスカット執行のための管理体制としている場合に、 ・顧客の設定可能なロスカット注文執行の基準となる価格変動幅について、当該価格で約定した場合に生じる顧客の損失が証拠金を上回らない範囲とすること。 ・当該範囲で顧客が発注した反対売買のための逆指値注文につき、予め全てカバー先に発注されるなど、基準抵触時に素早く実行される仕組みとすること。 をもって、監督指針案の趣旨を満たすとの理解でよいか。	ご指摘のような、あらかじめなされた「逆指値」注文に基づく取引は、金商業等府令第123条第1項第21号の2に規定するロスカット取引に該当し得るものと考えられます。ただし、契約存続中、常に逆指値の注文が行われていない期間が存在しないようにすべきことや、また、逆指値の注文により、顧客の損失が当該顧客が預託した証拠金を上回ることがないよう、逆指値の注文価格に限定を加えるべきことに、留意が必要と考えられます。
47	ロスカットルールに関する規制が、広く通貨の店頭デリバティブに及ぶ規定となっているが、法人向けの対面の通貨デリバティブ取引は、仕組みや取引の仕方、顧客層及び資金力が外為証拠金取引と異なる。24時間のシステムトレードではないため、24時間リアルタイム監視で、基準に抵触すれば即カットといった一律機械的なルールの制定は、実情に合わない。一日一度の判定や、判定後に反対売買又は追証の判断を顧客が行う猶予期間を設ける等、取引の実情に合わせたルールの制定を認めてほしい。	ご指摘も踏まえ、金商業等府令第123条第1項第21号の2を修正し、ロスカットルールに関する規制は個人向け取引に限定することとしております。なお、例えば個人向けの外国為替証拠金取引については、業者において、適切にロスカット取引を行うことが重要と考えられます。
48	「取引時間中の各時点における円貨に換算した顧客のポジションを適切に把握し」との記載があるが、契約上、顧客ごとに値洗い際の通貨(通常は米ドルもしくは円)についての合意がなされており、必ずしも円での値洗いを顧客が望んでいないことから、ポジションの把握(値洗い)は、当事者間で合意した通貨がある場合には、かかる合意を優先させてほしい。	顧客のポジションの管理は、一定の通貨に換算して行う必要があり、例えば区分管理規制等との関係から円貨により行うことが一般的と考えられますが、他の通貨建てでの管理を妨げるものでもないことから、ご指摘を踏まえ、IV-3-3-4(4)の記載のうち、「円貨に換算した顧客のポジション」を「顧客のポジション」に修正いたします。
49	「顧客のポジションを適切に把握し」とあるのは、常時、顧客のポジション状況を検証のうえ、ロスカット水準に達した場合に実行すれば足りるということを意味し、事後に全てのポジション状況を記録・保存すべきとの意味ではないことを確認したい。	基本的には、貴見のとおりと考えられます。

	コメントの概要	金融庁の考え方
50	<p>ロスカット取引の実行状況について、通常は外国為替担当部門が管理し、委託証拠金を上回る損失が発生した場合には、内部管理部門であるコンプライアンス部門より取締役等に報告される体制を構築する方法は、ロスカット取引の実行状況について取締役等経営陣が適切に把握する方法の一つとして認められるとの理解でよいか。</p>	<p>ロスカット取引の実行状況については、顧客が預託した証拠金を上回る損失が生じているかに関わらず、少なくとも定期的に、経営陣に報告されることが求められるものと考えられます。取締役会への報告以外の方法により行うことも必ずしも妨げられないと考えられますが、いずれにせよ、経営陣がロスカット取引の実行状況を適時適切に把握する態勢を整備することが重要と考えられます。</p>
<b>(5)低スプレッド取引に係る留意事項</b>		
51	<p>現在問題が多発している原因は、広告や説明によって生じた顧客の取引に対する期待と、取引の実態が著しく乖離しているところにあるものと考えられる。手数料をスプレッドに織り込んだ上で、著しく低いスプレッドで取引を行うと称する以上は、予測される程度の為替変動等があるにすぎない場合には、その取引条件を一時的に変更することを許容するべきではない。取扱業者の財務状況に配慮した視点はもとより不適切なものではないが、より強調されるべきは、「隠されたリスク」を顧客に負担させることとなっていないかという観点である。</p>	<p>ご指摘のとおり、低スプレッド取引において、広告等の内容と取引の実態が著しく乖離することは望ましくないと考えられます。今回の改正においても、例えば、「顧客が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違(スリッページ)が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ」を、監督上の留意点として明記しています。</p>
52	<p>監督指針案の着眼点は、収益性に関する適切な検証を意図したものであり、スプレッドを主な収益源としていない場合には、手数料水準を判断するに際して、収益性に関する適切な検証がなされるべきであるとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のように、スプレッドを主な収益源としていない場合には、手数料水準も含めて収益性を検討することが求められるものと考えられます。</p>
53	<p>十分な収益性の確保とは、どの程度の水準を指すのか。また、手数料無料の場合、十分な収益性の確保が出来ないときは、低スプレッド取引を停止することが義務化されるのか。</p>	<p>業者は、自らの財務上のリスクを適切に管理すべきものであり、その前提として、自社の収益目標等を自ら適切に設定することが求められるものと考えられます。低スプレッド取引を提供する業者において、収益目標の達成が見込まれず、財務内容の悪化が懸念される場合は、そのビジネスモデルの見直しも含め、適切な対応を図ることが重要と考えられます。</p>
<b>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢</b>		
54	<p>「顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引等」とは、具体的にどのような取引を指しているのか。不特定多数の市場参加者を相手方として行う、市場における自己口座取引は、特定顧客を相手方とするものではないため、含まれないことを明確化してほしい。</p> <p>自己に係るリスク管理態勢であることに鑑み、その整備・運用方法については、各社の事情に基づいて各社で策定することとしてほしい。例えば、ロスカット取引を実行する水準を証拠金に基づくものではなく、証拠金額に関わらず特定の損失額を超えた場合を水準とする等、各社が実務上の状況等に基づいて柔軟に策定できるようにすべきであることから、「IV-3-3-4(4)の各規定に準ずるものとする」との記載を「IV-3-3-4(4)②の規定に準ずるものとする」としてほしい。</p>	<p>取引所取引の媒介・取次ぎ等のことであり、いわゆる自己勘定取引は含まれないものと考えられます。</p>

	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>Ⅷ-1 業務の適切性(登録金融機関)</b>		
55	適用除外規定の中に、Ⅳ-3-3-1(2)を追加してほしい。	ご意見等を踏まえ、Ⅷ-1の記載を以下のように修正いたします。 「登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2(Ⅲ-2-3-4(2)、Ⅲ-2-6(1)②、Ⅲ-2-8(3)及びⅢ-2-9を除く。)、Ⅳ-1-3、Ⅳ-3-1(Ⅳ-3-1-2(1)、Ⅳ-3-1-4(4)及びⅣ-3-1-5を除く。)、Ⅳ-3-3(Ⅳ-3-3-1(1)及び(2)、Ⅳ-3-3-2(3)③から⑧まで並びにⅥ-3-3-4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。)、Ⅵ-2及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。」
56	旧欄の「Ⅳ-3-1」と「Ⅳ-3-3-1(1)、Ⅳ-3-3-2(3)③から⑥まで及びⅣ-3-3-4を除く。(以下略)」の間に、「Ⅳ-3-1-2(1)及びⅣ-3-1-4を除く。)、Ⅳ-3-3」が脱落しているのではないか。	
57	旧欄の「金融商品仲介業務については、」の次に、「Ⅳ-3-1-2(4)③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、」が脱落しているのではないか。	
58	監督指針案の記載が以下のとおりである旨を確認したい。 「登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2(Ⅲ-2-3-4(2)、Ⅲ-2-6(1)②、Ⅲ-2-8(3)及びⅢ-2-9を除く。))及びⅣ-3-1(Ⅳ-3-1-2(1)及びⅣ-3-1-4を除く。)、Ⅳ-3-3(Ⅳ-3-3-1(1)、Ⅳ-3-3-2(3)③から⑧まで及びⅣ-3-3-4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りではない。)、Ⅵ-2及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2(4)③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。」	「登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ-2(Ⅲ-2-3-4(2)、Ⅲ-2-6(1)②、Ⅲ-2-8(3)及びⅢ-2-9を除く。))及びⅣ-3-1(Ⅳ-3-1-2(1)、Ⅳ-3-1-4を除く。))、Ⅳ-3-3(Ⅳ-3-3-1(1)、Ⅳ-3-3-2(3)③から⑧まで並びにⅥ-3-3-4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。))、Ⅵ-2及びⅦ-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ-3-1-2(4)③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。」
<b>その他</b>		
59	Ⅳ-3-3-1(1)② 金商業等府令第143条の2第1項第5号とあるが、第6号であり、誤植ではないか。	ご意見を踏まえ、Ⅳ-3-3-1(1)②の記載のうち、「金商業等府令第143条の2第1項第5号」を「金商業等府令第143条の2第1項第6号」に修正いたします。
60	Ⅳ-3-3-1(1)、Ⅳ-3-3-2(3)⑦・⑧、Ⅳ-3-3-4、Ⅳ-3-3-4(5)・(6)① 店頭通貨関連デリバティブ取引等(金商業等府令第123条第4項に規定する取引等をいう。)とあるが、同項に規定されているのは、通貨関連店頭デリバティブ取引であり、誤植ではないか。	ご意見を踏まえ、Ⅳ-3-3-1(1)の記載のうち、「店頭通貨関連デリバティブ取引等(金商業等府令第123条第4項に規定する取引等をいう。))」を「通貨関連店頭デリバティブ取引等(金商業等府令第143条第3項第2号に掲げる行為をいう。))」に、Ⅳ-3-3-2(3)⑦・⑧の記載のうち、「店頭通貨関連デリバティブ取引等」を「通貨関連店頭デリバティブ取引等」に、Ⅳ-3-3-4柱書の記載のうち、「店頭通貨関連デリバティブ取引等」を「通貨関連店頭デリバティブ取引(金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。))」に、Ⅳ-3-3-4(5)・(6)の記載のうち、「店頭通貨関連デリバティブ取引等」を「通貨関連店頭デリバティブ取引」に修正いたします。
61	Ⅳ-3-3-4(6) 店頭通貨関連デリバティブ取引等業者と、店頭通貨関連デリバティブ等取引業者の異なる記載があるが、誤植ではないか。	

	コメントの概要	金融庁の考え方
62	<p>V-2-2-1、V-2-2-2(4)、V-2-2-4 市場通貨関連デリバティブ取引等(金商業等府令第123条第3項に掲げる取引等をいう。)とあるが、同項に規定されているのは、通貨関連市場デリバティブ取引であり、誤植ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、V-2-2-1の記載のうち、「市場通貨関連デリバティブ取引等(金商業等府令第123条第3項に掲げる取引等)」を「通貨関連市場デリバティブ取引等(金商業等府令第143条第3項第1号及び第3号に掲げる行為をいう。)」に、V-2-2-2(4)の記載のうち、「市場通貨関連デリバティブ取引等」を「通貨関連市場デリバティブ取引等」に、V-2-2-4の記載のうち、「市場通貨関連デリバティブ取引等」を「通貨関連市場デリバティブ取引(金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。)及び通貨関連外国市場デリバティブ取引(同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引という。)」に修正いたします。</p>